

平成23年度第3回江東区外部評価委員会
(第1班ヒアリング)

1 日 時 平成23年7月5日(火)
午後7時00分 開会 午後9時00分 閉会

2 場 所 江東区防災センター2階第21会議室

3 出席者

(1) 委員()は欠席

大塚 敬	桑田 仁
町田 民世子	篠田 正明

(2) 職員出席者

環境清掃部長	寺内 博英
土木部長	並木 雅登
教育委員会事務局次長	梅田 幸司
温暖化対策課長	成田 勇臣
環境保全課長	竹内 一成
清掃リサイクル課長	鈴木 亨
道路課長	高垣 克好
水辺と緑の課長	荒木 猛男
みどり推進担当課長	山田 英典
学校施設課長	奥野 敏子

(3) 事務局出席者

政策経営部長	大井 哲爾
企画課長	押田 文子
財政課長	大塚 善彦
計画推進担当課長	田淵 泰紀

4 会議次第

1. 開会

2. ヒアリング

(1) 施策2「身近な緑の育成」

(2) 施策3「地域からの環境保全」

3. その他

4. 閉会

5 配付資料

- ・ 席次表（施策2）
- ・ 席次表（施策3）
- ・ 委員名簿
- ・ 関係職員名簿
- ・ 外部評価委員会の運営について
- ・ 施策2 施策評価シート
- ・ 施策3 施策評価シート
- ・ 外部評価シート（施策2）
- ・ 外部評価シート（施策3）

午後7時00分 開会

班長 それでは、定刻になりましたので、これより第3回江東区外部評価委員会第1班ヒアリング1回目を開会をいたします。

本日は第1班の委員全員ご出席いただいています。傍聴の方はいらっしゃらないですし、報道等の取材も入っていらっしゃらないという形でございます。

本日の外部評価の対象施策が、施策2「身近な緑の育成」、それから施策3「地域からの環境保全」、この2問になります。

初めに、お手元の資料の確認をお願いいたします。まず、会議次第がございまして、そこにそれぞれ資料のリストが掲載されていますので、こちらでご確認いただいて、もし不足がございましたら事務局まで。なお、席次表につきましては、施策ごとに作成しておりますので、ご担当の方々はそれぞれの施策ごとでご確認いただければと思います。

まず、6月22日、前回に開催されました第1回江東区外部評価委員会小委員会にて外部評価委員会の運営について決定を見ましたので、事務局にその内容の説明をお願いします。

事務局 それでは、お手元の資料でございます。外部評価委員会の運営について、平成23年度というペーパーがございますのでごらんください。

決定を見ました事項は4点でございます。1点目、昨年度と変わってございますけれども、各委員はヒアリング開催30分前に集合し、委員同士の意見交換を行うことができるという点でございます。2点目でございます。ヒアリングでございますけれども、まず、施策の主管部長から、当該分野の現状と課題及び今後の方向性等のポイントについて5分以内で説明を行っていただきます。その後、委員との質疑を行うという手順でございます。なお、1施策は1時間を基本としてヒアリングを行うということになります。お願いでございますけれども、質疑に当たりましては簡潔に質問、それから回答ということで進行のほうをお願いしたいと思います。3点目でございます。各委員はヒアリングの終了後、おおむね3日後までに外部評価シートを事務局までご提出お願いしたいと思います。最後でございます。各委員からご提出いただいた評価シート及びそのヒアリング中の議論をもとに小委員会で評価案（原案）作成の上、各委員にご提示してまいります。なお、最終案は第7回、8月16日の委員会においてご決定をお願いしたいというふうにご考えてございます。

以上でございます。

班長 ありがとうございます。

ヒアリング

(1) 施策2「身近な緑の育成」

班長 それでは、ヒアリングにつきまして、今ご説明いただいた形式にのっって行っていただきたいと思います。5分での説明というのは非常にハードルが高いと思いますけれども、ぜひこの範囲内ということでご協力いただければと思います。

それでは、施策2の現状と課題及び今後の方向性ということでご説明お願いいたします。

関係職員 施策2「身近な緑の育成」についてご説明いたします。

江東区はかつて緑のない工業地帯でしたが、現在では水と緑が町の魅力となっております。空から見た緑の割合を示す緑被率では16.7%となっており、これに水面などを加えると30%に達しています。

平成21年の基本構想で「水と緑の豊かな地球環境にやさしいまち」を第1の施策に掲げました。基本構想の1番目に緑と環境を据えたのが本区の大きな特徴だと考えてございます。その後策定した江東区長期計画では重点プログラムとして緑の中の都市、CITY IN THE GREENの実現を据えました。これは緑豊かな江東区を次世代に残すという区長の強い思いを施策の目標として定めたものです。施策2「身近な緑の育成」はこのCITY IN THE GREEN実現の中核となるものでございます。

具体的な取り組みとしては公共施設の緑化、道路緑化、緑化推進の3つとなっています。区の施設の緑化については、公園や校庭の芝生化、壁面緑化などを行っています。また、道路緑化については都と連携して街路樹充実計画を定め、長期計画期間中に倍増する予定です。ただし、事業概要一覧では公園事業、道路事業などのそれぞれ施策の中に記載されており、施策2の中では記載してございません。また、昨年度には職員によるプロジェクトチームをつくり、道路や河川の緑化、緑化啓発などの新しい取り組みをまとめました。

課題ですが、今までの取り組みが公共施設緑化中心となっており、民間への働きかけがまだまだ弱いと考えています。従前から行っている開発行為に伴う緑化指導や助成制度に加え、新たに緑のコミュニティー講座などを開設していますが、CITY IN THE GREENの実現には、区民、事業者による緑化事業の面的展開が不可欠であり、まだ取り組める要素を感じているところです。このため、今年度はC I Gビジョンと実施計画を策定する予定です。

C I Gビジョンは目指すべき緑豊かな町の姿を示すもので、これを明確にすることで区民

や事業者の協力を促したいと思っております。あわせて、新たな助成制度や検証制度の導入を検討し、民有地緑化のインセンティブを増やしたいと考えています。

施策の推進体制ですが、庁内を横断的に連携するCITY IN THE GREEN実現会議を設置しており、その中で施策の取りまとめや効果の検証を行っていく予定です。また、効果の検証については、緑の豊かさを実感できるまちづくりの進捗管理を行うため、緑被率に加えて、新たに目に見える緑の量の変化を検証する指標として緑視率を調査することにしています。

なお、緑化の目的はアメニティーの向上や地球温暖化対策にあります。先月取りまとめた江東区節電計画の中で長期的な節電対策の1つとしても緑化は資するということでございます。

以上でございます。

班長 ありがとうございます。非常に時間厳守でご説明いただき、どうもありがとうございました。語り足りない部分は質問に絡めてお話ししたいと思えます。

早速ですけれども、委員のほうからご質問等あれば、どこからでも結構ですので、願いいいたします。

委員 客観的なことというか、細かいことをご質問なんですけれども、最後のほうに緑視率という指標で、指標をつくってこれで表現していきたいという話がありましたけれども、翻って、施策の目標の指標が緑被率で設定されていて、例えばこれと代替する形でそれを示していこうというようなお考えがあるのかどうかということと、もう1つ気になっていたのは、緑被率のデータの更新サイクル。通常、緑のマスタープラン等を策定する際に緑被率を調べるというようなサイクルだと、5年とかそういうスパンでしかこのデータは得られないわけで、そういう意味では、こういう評価に使う指標としてはちょっと難しいものがある。

総合して言うと、緑視率がそのかわりにサイクルの面を担うということであれば、積極的にその関係を考えてもいいのではないかと。そのあたりは。

関係職員 実は、指標の中で緑被率となっておりますのは、この指標を定めた段階ではまだ緑の進捗状況をどういう指標であらわすかについては、緑被率以外に考え方として持っていないで、ただ、空から俯瞰的に見た場合の緑の量ではなくて、実際に町の中に立ったときに緑が実感できる割合というのを見るのが大事だろう。そういう考え方に立って緑視率という考え方を新たに導入したものです。

緑視率については、基本的には毎年50ポイントずつローリングで、5年間で200ポ

イントはかった後に、また戻って測定するという形で考えてございます。区内全体で200ポイント、交差点ごととか、そうした場所に設定しまして、それを機械的にはかっているという形をとってまいりますから、1ポイントについては5年サイクルでもって更新ができる。そういう点ではそのぐらいの変化になってくるかと思っております。

緑被率については、ご指摘のとおりなんですけれども、この指標設定をした段階ではほかに代替するものがなかったというところでございます。

委員 結論としては、このまま緑被率を指標にするのであれば、22年度の数字とか23年度の数字とか、経年では出てこない。

関係職員 そういうことです。

委員 はい、わかりました。多分施策の目標指標を入れかえるとなると大きな話なので、そう簡単に都合が悪いから変えるということにはならないと思いますけれども、代替的な説明材料として、緑視率を補完材料として説明に使ったりというのはあるのかと思います。

委員 ちょっと施策を実現するための取り組みのところなんですけれども、歴史・文化を伝える緑の保全・再生を行うという取り組みを掲げている中で、施策実現に関する指標ではそれが反映されていないかと思うんですけれども、この点についてはいかがでしょうか。

関係職員 歴史・文化というのは確かに目的の中には入っておりますけれども、ここの施策の一番の目的というのは緑の育成ということにありますから、まさに緑が実感できる、その部分を指標にするということです。

委員 ただ、まさに身近な緑ということで、昔からある歴史・文化というのが区民にとっても大事。つまり、ここだと新しい緑に基本的に重きを置いているように思えるんですけれども、まさに身近な緑というのは新しい緑だけではなくて、昔から周りにある緑も大事なので、やはりそれも評価として加えるべきではないかというふうには思います。

班長 よろしいですか。ほかには。

委員 先ほども話していたんですが、私は江東区の緑はかなり十分ぐらいきれいになっていると思っているのを前提して、これからもどんどんおやりになるのは大変結構だと思いますけれども、エンドレスにやるのではなくて、例えばこの26年度の1万3,500本、それでもう一たん終わりとか、そういう目標みたいなものを決めて、それで次の年は少し休むとか、ちょっとアバウトな言い方ですけども、切りがないと思うので、もちろんそういうことはお考えでしょうけれども、そういう区切りみたいなものをつくったらいかが

かというふうに思いましたので伺います。

関係職員 区切りというのがなかなか難しいんですけども、例えば区長などが申しておりますのは、ほかのところから江東区に来られたときに、ああ、緑が豊かな町だねという実感ができるというレベルにする。こちらのほうではかなりハードルが高いと思っているんですけども、そうした区民の満足度というのが一番大きな指標になってくるのかというふうに思っております。そういう点では、そうした満足度についても指標にあってもよかったのかもしれませんが。我々の目標としては、まさに街路樹であれば1万本、今の倍の数にするというのが、これも結構ハードルが高いんですけども、では、それで満足度が得られなければ、やはりもう少しハードルを上げなくてはいけないということになってくるのかと思います。

委員 済みません、今のことに続けてというか、私からもお尋ねしたいんですけども、最終的な目標としては区民の満足度、区民の評価が尺度になるという考え方自体は正しいんだと思いますけれども、さはさりながら、やはり行政のお立場としては、もう少し科学的、客観的な基準、尺度というのもお持ちになっていただきたいというふうに思っていて、例えば、緑被率という数字を目標にされている、あるいは、緑視率でも結構なんですけれども、例えば東京都23区の中で、現状どれぐらいのポジションにいて、例えばトップになるとか、何かそういうそれなりの客観的な数字を目標にされているところというのは内々にはお持ちになっていますか。

関係職員 緑被率については、現在23区中11位、練馬とかあいった周辺区を除くと比較的高いほうに属するんだというふうに思っています。

先ほども委員のほうからありましたとおり、江東区のレベルはほかの区に比べて決して低いと思っははいないわけですけども、さらなるプラスアルファというのが目標になっております。

緑被率については、屋上緑化の進展ぐあいとかそういうもので変わってくるとは思うんですけども、目標設定は難しいと思いますが、緑視率については、今年度のポイントをとりあえず設定してとると同時に、実施計画を策定する中で、いわゆる緑の見え方としてどのぐらいの割合があれば十分あるというふうに思われるのか、その辺の調査はしたいと思っております。そういう中で指標をこれから定めていくという形になると思います。

委員 まず1つ目なんですけれども、緑被率云々という目標についてなんですけれども、今手元にある資料で町丁目別緑被率ですか、18年度江東区緑と自然の基本計画。これを

見ると、かなり緑被率にはばらつきが。埋め立て地のところには、夢の島のほうはかなり高く、亀戸とかあちらのほうはかなり少ない。わりと分布にばらつきがある。緑被率を高めるといのは地域的にここは重点的にやっていくとか、それともやはりお台場とかそういうところでわーっと緑を植えていけば、結果的には多分高くなるでしょうから、そういうような形でやっていくのかというのがちょっとよくわからなかったの、その辺はどうなのかということと、あともう1つなんですけれども、街路樹本数にやや関係することで、これは先ほども少しお話ししたんですけれども、私は豊洲に住んでおまして、地域的にビル風が強いというちょっと特殊な地域でございます。ここに街路樹を植えている努力はされていらっしゃるんですけれども、ビル風にあおられてことごとく折れてしまったり枯れてしまったりしているんです。だから、そういうのも含めて、一遍植えてしまったらそれで目標は達成というようなことなのか、ちょっとその辺がよくわからないのと、特に湾岸のほうというのはビルが多いところで風が強いという特殊な環境だと思いますので、そういうのも踏まえた上での木を植えるというのはどういうふうに行っているのかというやや細かい話なんですけれどもというのは個人的には疑問に思っております。

関係職員　まず、地域重点を絞るということですが、これについては特に考えていません。緑被率でばらつきがあるのは、例えば大きな公園がある、木場公園とか猿江公園とか、そういうところがあると緑はございますので、その近辺は緑被率は高くなっていて、それ以外のところは住宅とかマンションとかの敷地が広いとか少ないとかという特徴があります。我々としては、やはりできやすいところにやっていくのではなくて、だれもいないところにたくさん木を植えようとは思っていませんけれども、大体区ならば、人が住んでいるところの緑被率を高めたいというのを1つの目標にしております。

それから、豊洲は防風ですが、実は街路樹については、いわゆる地域の防風林的な位置づけでは植えておりません。ただ、おそらく言われているのは、ビルをつくるときにビルの周辺に、当然民有地内に木を植えていますから、そういうところはある程度の防風林的な目的を建築する際にはめられているかもしれませんが、道路の街路樹自体では防風の効果はあまり出ない。

あと、風で倒れてしまった、途中で立ち枯れてしまった木をどうしているのかということですが、

関係職員　ビル風に限らず、植えたものはすべて健全に育つかというと、なかなかそうでない場所もございます。なので、維持管理というところで、枯れてしまったものは新た

に植え直したりということで、生き物ですから、枯れたら取りかえれば良いということでは考えていない。なるべく維持管理してきちんと育ててあげたいという思いはあるんですけども、どうしても最初から大木入れられませんので、何本かは枯れるということで。

関係職員 植え直しをカウントしているかという話なんですけど。

関係職員 植え直しは、街路樹倍増の本数には当然数えていません。植わっていたところに枯れてしまったものをまた植えたら、それは本数としてはそのまま、1が3に増えてしまうということはないです。倍増のカウントは別の場所に新たに植えたものをカウントしていています。

委員 この施策実現に対する指標として、先ほどのと重なるんですけども、やはり基本的に多ければ良いという指標が入っていると思うんです。そうすると、一方でコストの増大もあるという面があると思うんですけども、その辺、もちろん施策を進めるべきだ、コストに関しては気にしないという考えもあるかもしれませんが、その辺の、増えれば増えるほど維持管理のコストが増すという点に関してはどうお考えなのかというのを確認したいと思います。

関係職員 コストの増大というのは非常に悩ましい問題だとは思っております。ただ、生き物ですから、植えれば確かに必ずコストが出てくるので、この辺の抑制をどういうふうにやっていくのかというのは、例えば地域との連携なども含めて必要になってくると思いますけれども、今の時点ではこれからの課題というところです。ただ、そのまま、倍になったから倍に増やすという形では考えていないです。

委員 まさに今課題とおっしゃったところが、実は施策が目指す江東区の姿の中の愛着と緑を守り育てる心が育まれという面があるので、課題というふうにして置いてしまっていると、実はこの姿に直結していないのかというのが気になったんです。ですから、やはりそういう形で、いかに周りの区民の方の協力を得るかというのを含めて、押しつけるのではなくて、自発的な協力を得るかとかを含めて、そういうソフト施策との連携が見えると思うんですけども、ちょっと言い方が悪いと、どうしてもやはりハード系に偏っているところを感じるので、部署がそうだからという話は、それを言ってしまうと、やはりまさに今言ったところが解決できないと思うので、ぜひそういうリンクをしてもらいたいというふうに思います。

関係職員 いわゆる土木部はハード中心のところなんですけれども、ただ、緑化推進というソフトな事業も我々の緑化担当の施策だと組織の中に入っていますので、そうしたと

ころを通じて、今エコスペースというような形の生物多様性を重視したようなところについての区民と協力というのはボランティアも増やして広がっていますから、こうした経験を生かしまして、次は街路樹の管理やあるいは緑樹の管理とかそういうところにも手を広げていきたいとは考えてございます。

委員 今街路樹の関係のご発言が出たんですけれども、ここの柱立てとして、もちろん街路樹に関してまた引き続きご質問いただいて結構なんですけど、ここの施策の大きな内容としては、公共施設の緑化ということと、あと民有地の緑化ということが柱になりまして、それらについてのご確認等もあればぜひお願いします。

委員 済みません、先ほど公共の施設から民有地へ力を入れたいという話があって、何かシフトするような印象を持ちましたけれども、それはそれで結構だと思いますけれども、私はどうやって民有地とか、例えば6番のところに、民有地緑化の推進にインセンティブを与えとか、それから区民が主体的に緑化を進める仕組みをつくるというふうに書いていらっしゃるけれども、1人の区民として言われても、私はできませんという感じがするんです。では、私はどこを緑化すればいいの。それは緑化したほうがいいのは決まっているけれども、そんなの無理よという気がするんです、区民として。

また、かつ逆に、私は区の施策としては公共地をやればそれで十分で、民有地や自分の自宅、そういうのは区の人がやらなくたって自分たちでやればいいんじゃない、そこまで区が面倒見なければいけないとは思えないんですけれども、その辺はどうなんでしょうか。

関係職員 この辺はなかなか難しいところなんですけれども、ただ、私どもCITY IN THE GREENというものを投げかけられたときに、まず道路だけ緑化しても、道路の背後の民地の緑化が進まなければ、やはり充実の緑というのは感じられないだろうというのが1つと、それから、公有地といって、確かに学校や区の施設について壁面緑化などいろいろ進めておりますけれども、しょせん全体量は全然少ないので、やはり絶対量の多くを占めている民地の中でのマンションや事業所やそういうところの緑化を進めなければいけないというふうに思っております。

また、強制的にとか条例で定めてというようなことは無理だと思っておりますので、現状でも開発行為に際しての一定面積の植栽や、あるいは生け垣や屋上緑化に対する助成制度など、そうした制度は、ほかの課もありますけれども、やっておりますが、それだけではやはりまだ足りない。

今、私どもが考えておりますのは、まずこういう町をやっていこうというイメー

ジ、今CITY IN THE GREENとか緑の育成というふうに言って、何となくわりと賛同を受けやすいテーマなんですけれども、では、まさに何をやっていいのとかどんなふうにしたいのということについてももう少し具体的なイメージをまずきちんと提示して、そのために近づけるような、比較的取っつきやすいやり方をご提示して、それから先ほど少し話しましたが、懸賞制度とか、こういういいものがあるとか、商店街全体でやるといいですよとか、そういう提案をしていく。そうしたスキームづくりを今年度の取り組みとしたいというふうに思っております。

委員 済みません、私が次に伺おうと思っていたことが今のお話でちょっと出てきたので確認します。要は、取り組みの方向性の中で、民有地・公有地緑化の新たな制度や仕組みをつくと書かれていて、公有地の話もあるいはあわせて伺いたいんですけれども、民有地の緑化のための新たな制度や仕組みというふうに書かれている内容が今おっしゃっている内容だという理解でいいんですか。

関係職員 そうです。

委員 それで、おっしゃっていた内容が、CITY IN THE GREENはどういうものを目指しているのかというイメージを民間の人々、区民に示す。それで、取っつきやすいやり方を示すというふうにおっしゃっていましたが、要は、緑化というのはこんなふうにするやり方があるんですよというのを普及させるという取り組みがメインだということなんです。それで、インセンティブというふうに書かれているのは、普通に既に住んでいる人が自分の家の、例えば壁面を緑化しようとか、そんなことを考えているときに、それをインセンティブとして、例えば補助を出すとかというようなことではなくて、壁面緑化をやるならこういうやり方がありますよというのを教えてあげるという仕組みがメイン。こういう理解でよろしいでしょうか。

関係職員 新たな助成制度についても当然頭の中に入っております。

委員 なるほど。開発時だけではなくて、既存住宅に住んでいる方も含めてインセンティブというのは考えていらっしゃる。

関係職員 今でも先ほどの生け垣緑化であるとか、屋上緑化については、今居住している方々の緑化についての助成もありますけれども、あまり利用されていない。ですから、これをもう少し利用しやすいものに変えていくというあたりも頭の中に入っています。

委員 先ほど少し申し上げた民有地・公有地緑化の新たな制度や仕組みをつくるというものの公有地の緑化のほうの仕組みや制度というのは具体的な内容としてどんなことを考

えていらっしゃるのでしょうか。

関係職員 公有地については、公有地と言いましても今のところは区の施設についてです。例えば公園であれば、公園の広場の芝生化を進めております。それから学校であれば、学校の校庭の芝生化や壁面緑化というのを進めております。それからまた、区の持っているさまざまな施設についてもできるだけ壁面緑化とか、屋上緑化とかそういう緑化を進める。そうしたことは施策としてはもう動いています。

あとは、ほかの都や国など、あるいは交通局とかそういうところも入ってくると思いますが、この辺については今具体的に働きかけというのはまだ行っていなくて、民有地の緑化とあわせてお願いしていくというような形で進めていきたいと思っています。

委員 壁面緑化と建物に関しては、やはり土木部と他の部との連携が要るかと思うんですけれども、その辺の連携というのは緑化に関してはいかがでしょうか。

関係職員 壁面緑化や、あるいは新しく建物をつくる際の緑化指導というのは土木部の中の緑化担当で、以前は公園部門でやっております。そういう点では、もちろん新たに緑化指導を強化するというようなときには、ある意味では建築者の評価みたいなのところも出てきます。規制ではないんですけれども、評価になってまいりますので、そうした部分では都市整備部との連携なども出ておりますけれども、具体的な事務自体については土木部の中で行けるのかというふうに思っています。

委員 例えば今の壁面緑化、既存の建物に関しても土木部の中でということで考えているんですか。

関係職員 既に制度としてはやっております。ただ、ちょっと利用が少ないというのが難点なんですけれども。

委員 学校の緑化に関連して少しご説明いただきたいんですけれども、校庭の芝生化であるとか、校舎の屋上・壁面緑化について、江東区は非常に人口が増えているので、新しい学校ができるのもほかの地域に比べると多いんですけれども、基本的には既存の学校というのがこういう取り組みということになると、対象として大部分を占めるわけなんですけれども、どれぐらいの割合で校庭の芝生化なり壁面なり緑化というのは取り組まれるビジョンをお持ちなのか伺いたいんですけれども。

委員 芝生化につきましてはここ最近の取り組みなんですけれども、やはり最終的には全校が何らかの形で芝生化はしたいというふうに考えてございます。

委員 その芝生化でちょっと疑問に思ったんですけれども、近所の小学校で芝生になっ

ているところがあるんですけども、鉄棒の周りだけ芝生になっていたんですけども、あれは全部芝生にする前段階としてとりあえずそこにというわけではなくて、とにかくどこかを芝生にすれば芝生化ということなんですか。

関係職員 東京都のほうで今10年後の「緑の東京10年プロジェクト」という中で小中学校、公共施設の芝生化を進めています。これは具体的に345校で50ヘクタールの校庭芝生化をするということで、これに参加しているということです。今補助金をもらいながら芝生化をやっているんですけども、この補助対象が昔は全面芝生化、それから1,000平米芝生化、それからだんだん数量が下がってきていまして、今100平米の芝生でも補助を出しますというような形になってきています。

それで、全面芝生化にするとなかなか運動ができないような状況がございますので、学校と相談しながら半分であるとか、端っこのほうであるとか、そんな形で今芝生化しております。どこの学校でしょうか。有明ですか。

委員 いや、越中島です。

関係職員 越中島は1,000平米くらい大きくやっていました。

委員 いや、でも、つい最近ですけども、通ると。

関係職員 あそこは夏枯れしまして、今補植をしたところでございます。多分今ロープを張って、半分は入れないような状況になってはいますけれども、また緑に。

委員 この施策に位置づけられている主要な事業というのが5点ほど並んでいて、改善方法というのが維持だとか見直したとか新規だとかというふうに書かれていますけれども、CITY IN THE GREENが目玉ですというのは説明の中でも力が入っていたのでとてもよくわかりました。なので、その中身が何なのかというのをちょっと細かいですけども、いろいろ聞かせていただいたというのがここまでの流れなんですけれども、逆に見直しとされているもの。これを見直す趣旨というのをちょっと聞かせていただけるとありがたいんですが。

関係職員 見直しは駅前花壇になってまいりますけれども、これは実はかつて花いっぱい運動というような運動を区の中で平成8年ぐらいに行ったときに、そのうちの一環して駅前にフラワーポットを据える、それから花壇を据えるという事業を展開してございました。ただ実際に進めていく中で、どちらかという、特にフラワーポットについては放置自転車対策のために自転車が置かれないためのものみたいな形になってきてございまして、実際のところ花壇、フラワーポットの維持にはコストがかかるわりにあまり効果を発揮し

ていない。そうしたところから、かつての、いわゆる緑化運動の1つだったわけですが、スクラップ・アンド・ビルドという形であまり効果のないものについては見直してなくすという形でもってなくしたものです。フラワーポットの部分だけは行って、花壇の部分はそのまま残っているという形で減という話になっています。

班長 はい、わかりました。ありがとうございます。要するに、有効性の観点でということですね。

委員 施策コストの状況という中で、事業費が平成23年度にかけてかなり多くなっているんですが、これはどういう理由があるのかちょっと教えていただければと思います。

関係職員 増の理由というのはCITY IN THE GREEN実現事業の部分が階層になっていて、その部分が増えて。それで、減の部分が先ほどの部分だけですから、結果的にこういう形になっております。ただ、冒頭の説明でも申し上げましたけれども、実はCITY IN THE GREENで最もお金を使っている街路樹の増植と申しますか、増と申しますか、あるいは学校の芝生化であるとか公園の芝生化であるとか、これはそれぞれの事業の中に入ってしまうので、実はCITY IN THE GREENの本体の部分というのはあまりこの表の中には出てこないというところがあります。

特に今回この表の中で非常に大きな部分を占めている街路樹等維持管理事業というのは街路樹の維持や剪定に要する経年的なコストですので、将来的に数が増えれば増えてくる可能性がありますけれども、新たな取り組みのための数字としてはちょっとわかりにくい形になっています。ただ、まとめ方がこうなっていますので、その辺はちょっと申しわけないですけれども、こういう形で出させていただいています。

委員 冒頭の緑に戻るんですけれども、冒頭2番目、3番目ぐらいに出た委員からの質問に戻るんですけれども、とりあえず結構な比率で予算がこういうふうになっていて、この先どれぐらい力を入れ続けるのかという議論が、先ほどはそんなに生々しくなく、目標水準の議論として質問されていましたけれども、要はどれぐらいお金をかけるのかという議論で言うと、この予算規模の今後の中期的な見通しというのを、例えばこの23年度予算ぐらいの水準で当面何年間かはやっていくとか、あるいはこれはCITY IN THE GREENの立ち上げの年なので、瞬間風速的に膨らんでいるけれども、翌年は戻るとか、何かそういう見通しはあるのでしょうか。

関係職員 まずは、この事業一覧の中でのまとめ方で見れば、来年度以降については、このCITY IN THE GREEN実現事業というのが、計画をつくった段階で皆減もしくは縮小にな

ってまいりますので、ボリューム的にはもちろん減ります。ただ、区全体の緑化に要する費用というのは、やはりこの強化期間中はある程度の増加傾向が出てくる。ただ、率直に申し上げて、街路樹にしる、あるいは公共施設緑化にしる数に限りがありますので、そんなに増やし続けるということとはできないと思っております。そういう点では、ここの中に出ている緑の町並みづくり事業であるとか、屋上緑化推進事業であるとか、そうした民有地緑化が中心になって、ここについてはインセンティブの与え方によりますけれども、ある程度長期的に増えていくのかと思っております。ただ、区でやる施設よりは、あくまでもインセンティブですので、そんなに大きなお金はかかってこない。

先ほど委員のほうが、公共施設から民有地緑化にシフトしていくのかというふうに言われましたけれども、当面の間はそこまで考えているわけではなくて、ただ先導的に公共施設の緑化を推進していったら、それ自体をまた民有地緑化のインセンティブにしていくという形で考えています。ただ、長期的に考えてみれば、公共施設ではなくて民有地緑化がこのCITY IN THE GREEN実現のためのメインになってくるのかとは思っています。

委員 根本的な話なんですけれども、基本的な話を今ごろ確認するのは申しわけないんですけれども、CITY IN THE GREENという事業は行政計画の体系で言うと何に位置づけられるものなのかというところはどうなんでしょうか。特にそういう何かの計画の中に位置づけられているわけではなくてという部分。

関係職員 計画の中の位置づけということであれば、例えば基本構想の中で緑と水と環境というのが第1の柱になって、それを受けて調整が進められていて、都市計画マスタープランもそうした形の流れで出てきています。そうした全体の計画の中できちんと位置づけられていて、それを個々の道路なり公園なりあるいは公共施設なりをするときに個々の事業の中で実現していくという形で考えています。

実は街路樹倍増がありますけれども、これも長計をつくるときに街路樹倍増だけで持つて1つの柱にするべきではないのかというのが議論としてあったんですけれども、そうするのであれば、街路樹倍増計画事業というのはこの施策2の中に位置づけられていたはずなんですけど、そうではなくて、通常の道路改修事業、道路事業の中でもって実現していくという話をとりましたので、ほかのものについても同じような話をとっていますので、あくまでも目標方針としては計画の中に位置づけて、その実施については個別の事業の中の個別の管理の中でもって進めていくという考え方になっています。

委員 基本的に緑に関しても量。昨年度も公園の1人当たり面積のときに出た議論だっ

たかと思うんですけれども、量からまた質の議論、緑の質というところのことをどう考えるのかという面があったかと思うんです。

だから、先ほどの話で言えば、より見えるところというのはあるのかもしれないんですけれども、見える見えない、感じられる感じられないというのもあるんですけども、ほかに、例えば既存の緑を、今の施策だと緑を、量的には、一方では植えて、一方では切ってそれでバランスするということになるかもしれませんが、けれどもこれまで育ってきた緑を維持していったほうが、やはり愛着という面からも含めて価値があるという見方もあるかもしれないんですけれども、そういう質に関してはいかがでしょうか。

関係職員 質の部分というのは、まさに言われたとおり、先ほどの資料の中でも緑被率から緑視率にという、感じられる緑へというところが我々にとっては質的転換だったと思っているんですけれども、今ある緑の保存ということについては、当然愛着のある公園の中にある緑については保存していくし、保存樹というものも数は少ないですけども、考え方としては既にある、そうした昔からある一定の大きさのある木については助成費を出すとか、そういう制度は既にやっているところです。あまりいいやり方ではないかもしれませんが。

委員 まさに保存樹とか、既存の仕組みだけども、今おっしゃったようにあまり多くはないですよね。それが増えているという感じでもないのか。だから、今後こうやって量の目標を定めた次のステップとしてはそういう質を高めるというか、感じられるを含めて、ただ、それだけでは質というのは、もう少し多様な面もあるのかと思ったので。そういう議論をまた今後していただければとは思っていますけれども。

委員 しつこいようなんですけれども、CITY IN THE GREENという事業ないしは、実現事業ないしはCITY IN THE GREENビジョン、あるいはその実施結果というのは19年に策定された江東区みどりと自然の基本計画との関係というのはどういう関係になるんですか。これを新しくしてCITY IN THE GREENという計画になったのか、その辺の位置づけというのは。

関係職員 どちらかという、みどりの基本計画というのは、緑整備の考え方を示した。それが意味では基本構想なり長期計画の中に反映されているという形になっています。CITY IN THE GREENのビジョンと、それから実施計画というのはもっと具体的な、これから具体的に窓口レベル、現場レベルでもって進めていくという上での計画になっているというものです。特にビジョンについては、どちらかという緑化とか、CITY IN THE GREENというのはある意味ではキャッチフレーズなりスローガンとして聞こえやすいところでは

あるんですけども、具体的イメージはなかなか出てこない。だから、まさにそれをきちんと絵なりにしてこういう町を目指しますというのをきちんと出そうというのがこのビジョンの策定になります。

その町に向かって進むための具体的な計画というのが実施計画になる。そういう役割分担です。だから、当然これは上位計画としてはある話になります。

委員 CITY IN THE GREENのそれが上位計画。大部分かもしれないけれども、そのある部分を担っているアクションプランがCITY IN THE GREENだという理解をすればいいんですか。

関係職員 結構だと思います。

班長 よろしいでしょうか。あと10分ぐらいという状況の時間にもなりますので、一応ちょっと整理させていただきます。整理といっても結構たくさんご意見が出たのと、あまりまとめにくいというか、似たようなご意見がまとまり合ったという感じではないので、ほとんど確認ということなんですけれども、まず最初に指標について、緑視率というお話が出てきましたので、それについてちょっと確認させていただいたというのが1点。それから、何度か時間を入れかえて類似のご指摘がありましたけれども、歴史や文化等の、要は緑の質の部分。これが指標にもあるいは取り組みにも表現されていないというご指摘が何回にかに分けてありました。それから、これも私自身も含めて何度か発言させていただきましたけれども、どこまでもどんどんやるのか。どこまでやるのか。その目安というのはお持ちなのかということは何度か確認させていただいたことがありました。

それから、緑被率の関係です。地域ごとのばらつきについてどう考えるかというご指摘もありました。ご回答として特に重点的にこことかということは考えていないということでご回答いただいた。あと、その関連というかその並びで、木が傷んでいるようなところ、ビル風とかそういうところが見られているところの植え直しみたいなことというのはカウントされているのかというご質問に関して、それはカウントしていないというお返事。あと、私自身も含めてコストの面について数人ご発言がありまして、増やせば当然維持管理コストが増えるということ。それから、そもそも整備そのものにも、量を増やしていけば当然コストも増えてくるわけです。その辺についてどう考えているのかということ。それで、当然のご回答だと思いますけれども、必要なコストであり、どんどん増やしていくということではないし、量が増えても維持管理コストが増えるというのはある。

あと、全体の取り組みの大きな3つの柱のうちの1つとして民有地に力を入れる。民有

地の緑化を促進していくということについて、具体的にどんなことを考えていらっしゃるのかというのを何度か確認させていただきました。契約的なことと、プラス助成的なことも含めてやっていく。ただ、条例等である種強制するというようなところまでは考えていない。そういった感じのご回答だったかと思います。その流れの中で、壁面緑化、屋上緑化に関しても同様の質問があって、特にそれらの取り組みに関しては、ほかの部門との連携も十分必要になってくるのではないかという質問をしましたが、基本的には土木部の中で対応できることだというご回答でした。学校の緑化なканずく校庭の芝生化についてどこまで芝生化されているのかとご質問いただいて、基本的に全校芝生化というご回答をいただきました。

あと、お金の議論に関して、どれくらい投資しているのかという議論に絡めて、これは私から確認させていただいたことで、先ほどまとめて言ってしまえばよかったです、全体としての事業の取り扱いという中で、CGIはずっと増えるわけではない。基本的には立ち上げに大きなお金がかかっている。来年以降はその分は減っていくということで、基本的には一定水準を維持するという考え方であるというご回答。その中で個別ですけれども、駅前の花壇の事業に関しては有効性を考えて少し減らすというご回答をいただきました。

済みません、何か不足がありましたら。よろしいですか。

今個別の意見をずっと並べてしまいましたけれども、大きくくくと、より重要な論点を再度整理してみると、やはりだれもが疑義のない、良いという意味である半面、どれだけお金をかけてどこまでやるか。その部分がやはり1つ議論になるということと、もう1つは、民有地を緑化するという民間の協力がなくてそれは実現しないので、その部分をどう担保していくのか。特にインセンティブはいつてみれば、投資すればそれなりの結果というのは必ず出ますけれども、必ずというか、利用されなければ難しく、壁面緑化なんかだと実際そういう部分もあるというご発言もありましたけれども、特に啓発的な事業に関しては、啓発すればそれだけストレートに結果に直結するわけですので、そのあたりの選択というのは議論になっていました。

そんなことでよろしいですか。もし整理の考え方としてちょっとずれているということであれば軌道修正していただきたい。大丈夫でしょうか。

一応施策2の事案に関してはこれで終了ということにさせていただきたいと思います。ご説明いただいた委員の方、どうもありがとうございました。

(2) 施策3「地域からの環境保全」

班長　それでは、施策3「地域からの環境保全」に関して引き続きヒアリングをさせていただきます。それでは、施策2の時にもお願いしたんですけれども、説明時間が大変短いんですが、5分ほどでということ、語り足りない部分は質疑の中でとりあえずいただければと思うので、ご協力をお願いします。

それでは、施策3の現状と課題と今後の方向性についてご説明お願いいたします。

関係職員　それでは、施策3「地域からの環境保全」でございます。この施策は、考え方として基本的に良好な環境をつくるためには行政がやるだけではなくて、基本的には区民の方一人一人の意識や行動が伴わなければ良好な環境はできないものですし、したがって、区民・事業者・区が連携して取り組んでいこうということが基本的な考え方としてあります。そのためには、やはりまず区民の方の環境の意識を向上させることが必要であろうということで、具体的には啓発活動や情報発信などを行っていく。

それから、区民の方や事業者の方の活動の目安とか目標といったものを行政のほうで提示しないと、実際の活動にはつながりませんから、そういった意味で計画的な環境保全の推進ということで環境基本計画を策定して、この中で具体的な目標、CO₂の削減目標等を掲げております。

それから、さらに快適な環境を保持するため、いわゆる公害の関係ですけれども、公害等の環境汚染の防止として、区民の事業者あるいは企業者に対して調査や指導や助成を行っていくというのが取り組みの考え方でございます。

現状と今後の方向性でございますけれども、特にCO₂の削減につきましては、最近省エネ法の改正とか都の環境確保条例とかの改正がありまして、本格的な取り組みが始まったわけでございます。本区においては、臨海部を中心に人口も増えてビルも増えていますので、非常にCO₂が増える要素が大きいんですけれども、国や都の施策と連携して、2020年までに20%を削減する目標を環境基本計画の中で策定したわけです。

ただ、その後の情勢の変化として、そもそもCO₂削減のストーリーというのは、燃料を化石燃料から電力へ転換して、なおかつその電力の中身を火力発電等の化石燃料のほうから自然エネルギーや原子力発電のほうにシフトさせていくというストーリーに基づいてつくられたものでございますので、今後の国全体のエネルギー施策というのは注視していかなければいけないというふうには思っています。ただ、現在行われて我々が取り組んで

おります節電であるとか省エネであるとか自然エネルギーの活用であるとか、そういった施策については、方向性としては決して逆向きになっているわけではございませんので、今後ともこういった面では取り組んでいきたいというふうに考えてございます。

それから、環境学習の一層の推進を図っていくというのが環境意識の向上につながるわけですが、もう一つ、区民、それから事業者と区が連携した取り組みをしていくという意味で、昨年江東エコライフ協議会という区民と区と事業者が三者で話し合っていく会議体というのを設置いたしました。この中で温暖化対策についても三者が共同で行うような具体的な施策について話し合いをいたしまして、小さな事業ですが、今年度の事業にも反映することができましたので、今後も継続してこういった取り組みを続けていきたいというふうに考えてございます。

簡単ですが、以上でございます。

班長 ありがとうございます。

それでは、早速ですが、ご発言よろしくお願いいいたします。

委員 まず、大きな話として、先ほど説明の中でも触れられていましたけれども、3月11日を契機にして、やはりこういう環境問題を取り組む環境も大きく変わってしまったという意味で、やはり行政としては当然当初予算を組み上げるのもそれなりの時間がかかるのではないか。その時点ではもうある程度方向性というのは決まっていたという部分があるかと思えます。

要は、このシートの中でこの部分がということでも結構ですし、あるいはこのシートの外側で今検討していることとして、震災による、なかんずくエネルギー制約の高まりに対して、こういう対策というのが、この外側でこういうことがあるということであれば伺いたいですし、このシートの中でここがそれなんだということであればそれを伺いたいと思います。

関係職員 エネルギー制約ということ言えば、現行の環境基本計画の中でもCO₂削減というのは、イコールエネルギーの削減につながりますから、例えば庁内については、我々は一事業者として庁内環境配慮計画とかというものを持ってまして、節電を進めていこう、それから省エネを進めていこうという活動をしていますし、それから区民の皆さんについても省エネの行動を促進する意味で、例えば子供さん、小学生にカーボンマイナス子どもアクションというような活動もやっておりますし、先ほど申し上げたように、結論としては変わらないと考えています。

ですから、今後国のエネルギー政策がどうなるかによって、また国のCO₂削減目標というのもしかしたら変わってくるのかもしれませんが、その辺の大きな目標というのはまた今後見ながら、場合によってはCO₂削減目標というのは今後見直さなければいけないかもしれませんが、年度年度の取り組みというのは基本的に方向としては変わらないし、例えばむしろ太陽光発電に対する助成などはこれからもっと増やしていかなければならないのかというふうには思っています。基本的に大きな違いはないと思っています。

委員 わかりました。要は再生エネルギー、太陽光とかそういったものを震災以前にも国も普及のスピードを速めるという方向性の取り組みを掲げていますけれども、従来から取り組んでいた取り組み姿勢の延長線努力としてはやるというのは基本であるという整理なんですね。わかりました。

ほかにはありますか。

委員 今回の施策3では、基本的に啓発事業が主であるというふうに理解しているんですけども、これも含めたほかの施策でも具体的に啓発したらどんな動き、例えば区民がどんな活動をするのか。これだと配慮した行動に取り組む区民ということで、具体的にはどんな活動を進めたりしているのかというのがちょっとわからなかったので知りたいんです。

というのは、もちろんエネルギーを削減していくことは大事だけれども、一方で、例えばどういう削減をすれば効果があるのかとかも含めて、また、これは一方では削減するということは例えば都市ガスに影響を与えてしまうという面もあるではないか。そこでどういふそのバランスを考えておられるのかというのが大事かと思うんですけども。

ただ単に削減すればいいというだけだと、変な話、みんな疲れちゃうし、めり張りというか、何が大事であるというのを示すのも大事かと思うんですけども、そこはいかがでしょうか。

関係職員 啓発の具体的な内容などをどのように踏まえているかというご質問かというふうに理解させていただきましたけれども、ここにあります11番の具体的な指標として出させていただきますけれども、環境学習情報館えこっくる利用者数というのを指標の1つとして出させていただきますけれども、うちの区では平成19年にこの環境学習館というのを設置させていただきました。これは環境施策を進めていく上での拠点施設にするんだという位置づけをもって設置したところでございますので、ここにおけるさまざまな事業という

のが、今ご質問のあった内容に該当してくるのかというふうに思っております。

具体的に、ここの中では読み取れないところがございますけれども、おおむね事業の内容としましては、えこっくるにおきまして講座やイベントなどを実施していく。講座やイベントを実施数というのが、19年度当初あたりは200弱程度でございましたけれども、現在は300を超えるぐらいの事業を展開してきている。この事業の中身そのものとして、例えば子供たちへの環境学習の推進を行ったりとか、それから、エコサポーターというような方々を組織して、この環境学習館で環境に関するさまざまな事業を積極的に展開していただくということで、区民の方のお力をかりたりとか、さらには、そのほかの事業を展開したりして、具体的にそういうような事業の中身としては講座やイベントなどが啓発のメイン事業として実施させていただいているところでございます。

関係職員 この指標で言っている環境に配慮した行動に取り組む区民の割合というのは、いろいろなことがあります。例えば電気を小まめに消すとか、ごみをなるべく出さないようにするとか、レジ袋を断るとか、いろいろな細かい行動があって、その中であなたはこういうことをやっていますかといったときのアンケートをとったときにそこにつけてくれる人がどれぐらいいるかという割合を示しているので、要するに小さな行動の積み重ねと申しますか、そういった意味でのそういう意識を持っている人の割合という意味です。

委員 いや、一方でやはり行動の内容が、例えばどういう行動をとるとやはりいいんだらうとか、区民も知りたいから。つまりもちろんこれだけのメニューを1個1個全部やっていけばいい。それはもちろんそうなんだけれども、その中でもどれをやるべきなのかとか、優先順位も含めて、行動の優先順位とか、そういうことを示すことが必要なのは事業者に対しても必要な面があるかと思うんですけれども、そういう行動の優先順位みたいなことの啓発というのはどうなんでしょうか。

関係職員 これが一番です、2番目がこれだという、そういう意味での優先順位づけというのはなかなか難しいと思うんです。例えばこの環境基本計画の中でも区民の皆さんに省エネをするためには10個ぐらいの待機電力を抑えるとかコンセントを抜くとか、そういった事例を幾つか紹介して、こういう取り組みをするとやりますとありますけれども、ではその中でどれが一番大事かというのは、別にどれが大事かもないわけで、やはりどうしても並列的なことになる。

それから、省エネも大事だけれども、やはりごみを減らすことも我々はお願したいんですけれども、ではどちらが大事かってその優先順位というのはなかなかつけられるもの

ではないというふうに思っています。

委員　もちろんいろいろな面で大事だというのはあると思うんですけども、CO₂削減にどのくらい効くかという、そういう優先順位はあるのかと思ったんです。

いや、つまり、今のお話はいろいろな面から大事だということと、この指標で切ったらこれが大事というのは別の話だと思うんです。なので、例えばですけども、施策として今年はCO₂で行こうとか、来年はCO₂ではなくて、CO₂にしたっていろいろな指標があるかもしれないんですけども。そういう面でどれに力を入れる入れないというのは、1つそういうのを示すというのももう1歩踏み込んであるのか。いや、そうじゃないと、毎年10個あるのでみんな頑張りましょうと言うだけで、もちろんそれが前進的にだんだんよくなっていくのはあると思うんですけども、区としてというか、例えばここではこれに力を入れていこうとか、そういうめり張りもあっていいのかと思ったんです。そうじゃないと、何となくとにかく全部頑張りよというのだけでいいのかというのがちょっと気になっているんです。私の感想かもしれませんが。

関係職員　例えば子供たちに環境学習をする際に、江東区はカーボンマイナスこどもアクションという事業をやっていまして、子供たちが日々の生活の中でどういうことをやりましたかというふうな問いかけをしてそれに答えてもらう。それによって子供たち各自が、結果としてどのぐらいのCO₂の削減に寄与したかというような事業としてやっているんですが、今委員のほうからご指摘されたような、例えばそのカーボンマイナスこどもアクションの中で推奨される行動、計画というのはこういうものがありますという事例は差し上げますけれども、やはりそれぞれ子供たち、これは大人に置きかえても同じかと思うんですけども、自分たちが取り組む中身として取り組みやすいものとか、なかなか取り組みにくいもの、それからライフスタイルの違いなどがあるかというふうに思うので、そういう意味では、先ほど言ったように、基本的に我々のほうとしては具体的な推奨行動計画というのはご提示させていただきますけれども、それを優先順位をつけてというのは非常に難しいところかというふうには理解しています。

班長　ありがとうございます。

委員　私も今委員が言われたことと大体同じことですけども、普通の市民として言うと、CO₂を削減したり、ごみを減らしたりはとても大事だと思うんですけども、今の頭の中で言うと、震災の後とにかく節電節電でしょう。節電はとにかくします、それでCO₂もやるんですか、そんなにいっぱいはいできませんという気はあるんです。だから、先

生が優先順位とおっしゃったのはそういうことだと思うんです。だから、例えば10個ぐらいたやることがあるとしたら、例えば今年はこの1、2、3をやしましょう、皆さんとかと行ってくだされば、私は少なくともやります。例えば来年は4、5、6というふうになにか具体的なプログラムというんですか、時限的にやっていくとかというふうに段階をつければやるんじゃないかと思うんです。

だから、今は「ほんとうに欲しがりません勝つまでは」で、節電しろと言うから節電しますけれども、じゃあ、ごみも減らします、じゃあ、あとは何をすればいいんです？ という、そういうのは区がリーダーシップをとって、私たちは今年はこのように考えています、来年はこれをやります、再来年はこれで皆さん、どうでしょうというふうに言ってくれば、みんなもやりやすいんじゃないかと思う。それは別にだれも反対することではないです。だからしらけているわけではないんです。やりやすいようなことを考えてくれませんかというふうに思います。

関係職員 おっしゃっている意味はよく理解しているつもりでございます。我々が具体的にPRをしたり啓発をするというやり方としてはホームページとか区報を使ったりとか、あらゆるツールを使って啓発していくということになるんですが、我々の啓発の仕方としては、例えばこれだけの行動計画というか、行動があるんですというまず具体をお示ししてあげる。これがまず大事なんだろうというふうに思っています。どんなことをやればCO₂の削減につながるんだとか、節電になるんだという問い合わせというのは必ず来ますので、そういう意味では、こういうメニューがあって、これを取り組むことで結果として節電やCO₂の削減に寄与していくんです。まずここでそういう行動に入ってもらったというような動機づけをとっていただければ。つまり、メニューが多ければ多いほど子供さんと一緒にご家族でやってみようとか、自分のライフスタイルの中ではこれが取り組みやすいというのがあるかというふうに思いますので、ただ、そういう中で推奨の一番手というんでしょうか、二番手というんですか、そういうものをさらに考えてやっていく。

それらについては、例えば取り組まれる方の層の厚さみたいなものを考えてアナウンスをしていくというのはいい手だというふうには思います。今後について検討してみたいと思っています。

委員 私も先ほどのお二方のように、今年は何とか強化週間みたいなアイデアは非常にいいと思うので、ぜひ前向きに検討していただければと思います。

あと、施策実現に関する指標のところ、ちょっと細かいところを幾つかお伺いしたいと思います。これを見ている感じだと、目標達成できそうだというのが11番、えこっくるのやつですとか、大気汚染、河川関係というのはこのまま行ってくださいということでもよいと思うんですけども、目標からしてちょっと厳しそうだというのが2つ見受けられるかと思えます。1つ目がCO₂削減量の目標値を知っている区民の割合、目標50%で区民の半分以上。知っているのが15.7%で私はその中には入っておりません。今後どういうふうに啓発というか。啓発したところで減らせるのかとまた別に問題はあるとは思いますが、どういった形で進めていくのかということをお伺いしたいのと、同様に、15番の下の夜の交通騒音の達成割合が、目標60%に対して足元42%。2年前比で2%しか上がっていない。このペースで行くとちょっと厳しいかというような感じだと思いますけれども、ここについては、もしかしたら警察とかそういう方々とも協力しなければいけないのかとかいろいろ考えたりもするんですけども、この辺についてはどのような施策をとっていらっしゃるかということをお伺いしたいと思います。

関係職員 では、私のほうから12番のほうのお話をさせていただきたいと思います。先ほどもお話ししましたように、CO₂削減の目標値というのは、昨年度低炭素プランもしくは基本計画の中で設定させていただきました。設定してから約1年ちょっとという時間経過の中で15.7%というところなんです。これは私も非常に厳しい数値だというふうには認識しております。例えば国のCO₂削減目標であってもどのくらい知られているのかというようなことを考えたときには非常に厳しいと思われまますので、そういう意味では区オリジナルの目標値について我々がアナウンスしていくというのは非常に厳しい課題があるというふうには認識しておりますけれども、ただ、CO₂の削減というのは区だけでできるものではないというふうに考えておりますから、そういう意味では、区がどういう姿勢で取り組んでいくんだ。もしくは国と都とどう連携をとって進めていくのかというようなことも非常に重要かと思っております。

そういう意味ではハードルの高い数値ではありますが、機会あるごとに区の目標値というのを出していく必要があるのだろう。あまり具体ではないんですが、例えば先ほど言いましたように、講座・イベントなどをしていく中で啓発を図っていく。それから区の大きなイベントがある中でやはりPRしていくというようなこと。そして、何よりも、なかなか難しいからということでアナウンスのトーンが下がるというのが一番できないのかというふうに思っておりますので、達成が不可能だという数字とは思わずに、できるだけさま

ざまな機会をとらえて目標の達成に向けて行きたいというふうに思っているところです。

関係職員　今の15番の目標と現在値の乖離と今後の部分というお尋ねだと思いますけれども、委員の方からお示しあったように、1人江東区、基礎的自治体だけで道路交通騒音に対応するというのは厳しい状況。それで、昼と夜の現状値と目標値の部分の差異という部分なんですけれども、環境基準が、昼間は70デシベル、夜が65デシベル。ただ、そのデシベルの差異はありますけれども、基本的に交通量は中間の部分と夜間というのは音が高い地点というのはそんなに変わらない。例えば、区内20地点測っているんですけども、一番高いのはやはり湾岸道路なんです。湾岸の部分というのは、昼間の部分と夜の部分の交通量にそんなに差異はなく、逆に夜のほうが大型トラックとかそういう部分での音が機能的に乗用車よりは高い部分でのそういう騒音があるという中で、今後電気自動車とかそういう部分の普及によって、26年に電気自動車が爆発的に普及するとは思えませんけれども、10年、20年単位で見れば、電気自動車等の普及に伴って、電気自動車はものを燃焼させて爆発してエンジンを回転させるものではないので、音はすごく静かというふうに認識しています。

この部分で10年、20年単位では若干この数字が上昇するか。ただ、そういう部分の車の機能的な部分を除いて、1人江東区のみで道路交通騒音の環境基準を達成するというのは厳しいのかというふうには認識しています。

以上です。

委員　先ほどの12番の二酸化炭素削減の江東区の目標というのがあったんですけども、例えば区民であり、都民であり、国民ですよ。それぞれいろいろな目標を掲げられても区民が困るかと思うんです。だから、逆に国の目標では何が不足なのかとかも含めて、どうしてオリジナルを立てたんですか。

関係職員　この目標数値の基本には国の前政権がつくったときの目標数値というのがあるんです。それからもう1つは、東京都がまた東京都で独自につくっている。それも基礎にあって、我々自治体、江東区に限らずどこの自治体も全国的にそれぞれの市の目標値というのを別に定めているんです。もちろん国のほうからそういうふうにしろという指導もあるんですけども、そういうふうにしなればいけない事情というのは、国は日本国全体を見てそういう削減策というのをつくるわけですけども、その国がやる削減策が各都市においては効果が違って出るわけです。例えば国が産業部門に対して非常に大きな削減策を打つといった場合、産業部門のCO₂排出量が多い都市と全然ない都市とでは影響度

が全然違ってきますから、その都市のCO₂の削減率が変わってくるわけです。だから、それぞれの市の独自性というものがあるでしょう。だから、それぞれの都市でそれぞれの目標値を定めてくださいというのが国の考え方なんです。

それで、江東区の場合は、日本国全体の割合とはやはり若干違っていきまして、産業部門が少なく、むしろ業務部門が平均よりもかなり多い。それから家庭部門が多いという、こういうCO₂の排出構造になっていますので、例えば国が持ってきた数値をそのまま引き移しても江東区の実状に合わないということなので、改めて江東区としての目標数値を定めたということになります。

もちろんおっしゃるとおり、国と都と区でそれぞれ基準年度も違うし、目標数値も違うので、大変わかりにくいんですけども、そういう状態だということです。

委員　やはりシンプルな目標ではないと皆さん動きにくいんではないかと思うんです。なので、精緻化はしているけれども、かえって動きにくくなっているというかよくわからなくなっている。いや、それで15%を知らないとか言っても、複雑な構造をつくっておいて、難しくしておいて、それで15%といってもしょうがないのではないかなと思って、もっとシンプルにここは伝えたいというのを伝えるというか、そういう構造で考えたほうがやはり情報が伝わるのではないかというふうに思ったので、伺った次第ですが、以上です。

委員　現状と課題と取り組みのところに関連する記述がそれぞれあって、区民と事業者と区の三者が連携した取り組みを行うということが書かれていて、具体策として考えられる部分、読み取れることとして、江東エコライフ協議会というものが出てくる。この三者が連携した取り組みの具体的な中身というのは、この協議会の設置運営というのが当面はすべてということなのか、その先に何か具体の取り組みがあるのか。それは促進であって、区がする事業ではなくてもいいんですけども、その中身がもしあるなら伺いたいんですけども。

関係職員　はい。昨年協議会を設置いたしました。昨年協議会を設置いたしまして、協議会の中で事業者、そして区民、我々行政が入って、それぞれの役割のもとに協議を進めてまいりましたけれども、協議会からは具体的に事業の計画提案をいただいているということが既に去年から始まっております。

例えば、今日お示ししているこの事業概要一覧の中に、3番目に環境木づかい事業というのを表記してございますけれども、この環境木づかい事業というのは、エコライフ協議会の中で検討されて、事業提案が行われ、我々のほうでさらなる検討をして具体的に予算

化したという事業でございます。このような形で今後も引き続き事業提案というような三者の協議によって新たな事業をご提案いただくというような作業を進めていきたいというふうに考えているところで、今年度についても事業提案の内容について今検討いただいているところでございます。

委員 これは事業者がCSRの取り組みとしてこんなことをやろうと思っているみたいなことを言ってというよりも、区の事業としてこういうことをしてくれれば取り組みますというようなことを提案してもらって、区としてそれを取り組めることがあれば予算化していくというようなことのほうがここで議論されていることとしては多い。

関係職員 基本的にエコライフ協議会でご検討いただいているものというのは、主体としてはエコライフ協議会というふうにさせていただいております。行政が主体ということではなくてエコライフ協議会が主体。あくまでも行政としては事務的なお手伝いをしたり、予算的な措置を可能な限りの中でやっていくということで考えており、事業の主体そのものはエコライフ協議会という形に設定させていただいて、実際に進めていくということですので、企業のほうのご提案もあれば、区民からのご提案も出てくるかというふうに思っております。

委員 この啓発事業に関しては、主に対象は区民というふうに位置づけていいのかと思うんですが。今のエコライフ協議会の活動は私はまだちょっとよく理解し切れていないんですけれども。というのは、言いたいことは、事業者が、例えば新しく工場をつくるとか、新しくマンションを建てるとか、新しく大学をつくるとか、そういったときに、そもそも設計段階でやはりCO₂削減とか、そういったものに取り組んでいるそういった建物なり、新たなインフラ整備も含めて、建物整備のときに配慮したものをつくってくれるというのが一番効くかというふうに思います。できたものに対していろいろ工夫するというのは実はあまり効かなくて、できるときにそれに配慮してもらおうというのが非常に効くかと思うんですけれども、そういった事業者がそういう計画を立てるときの環境配慮を促すというか、そういった観点はいかがなんでしょうか。

関係職員 それは直接エコライフ協議会の活動とはまた別ということになってしまうんですが、エコライフ協議会の活動そのものというのは三者の連携をした活動をしていくというのを基本的にエコライフ協議会主体で担保するということになるんですが、今委員のほうからご指摘があった内容というのはまた別な形で区のほうとしては指導や啓発を行っているところがあります。具体的には、例えばそういった建築許可を取る際に、我々のほ

うとしては環境にやさしいような設備を導入してください、それらについては必ず建築確認を取る中で協議事項として協議させていただいて、それで、できるだけ環境負荷を低減するような施設の導入を行ってください。この指導というのは、1つのマンションとか1つの建物が建つ中で、温暖化対策部、環境清掃部だけではなくて、さらに住宅課や清掃のゴミの収集の関係とか、さまざまなおところがありますので、1つの事業者に対して横の連携をとって指導していくというようなところを現在進めているところです。

委員　まさに今おっしゃったような設備や、例えばLow-Eガラスとか、そういったものを導入するというの前段階だと思うんです。建築計画とか建物をどういう大きさでどういうふうに建てるかも含めて、実はそこから考えてほしいというか、それをやらないと実はあまり減らなくて、大もとのすごいエネルギーを食う構造の中で設備だけ良いのを入れていくというような構造は非常に多いんです。やはりそれだとだめなんです。

というのは、私のところの大学でも今非常に節電が厳しくて、そもそも負荷がかかるようなつくり方をしてしまっていて、それを装置でやっていたんだけれども、エネルギーがかかってしまうわけですから、その装置自体が今使えないようなとか、そういうところの普及啓発の啓発というところはそういうのも含むのかと思っています。

もう大人だから、事業者だからそういう配慮は基本的にしているものだというふうに理解しないで、実はもっと計画レベルで、装置を導入する前のレベルでいろいろな工夫が実はできるんだということをぜひアピールしてもらいたいんです。それはどこもあまりやっていないくて、結局陽光を入れたとか、ガラスをこういうふうにLow-Eにしたとか、そういったところばかり評価しているんだけれども、もっと前のつくり方の思想のところを大事にしてほしいというのをぜひ取り組んでほしいんです。

つまり、小学生とか中学生とかに対する啓発だけじゃなくて、そういった事業者に対してのほんとうにどういうものがいいのかというのをぜひ啓発してほしいと思います。

関係職員　個別の案件について今委員がおっしゃったようなことはかなり困難を伴うようなところがあるかと思うんですが、今のモデルケースで言えば、ソフトの開発の中で、今区としては、今回の定例会でも報告したんですが、スマートエネルギー構想という基本的な考え方によって、あそこに市場が来ます。それからあと、区としても病院をつくりまします。それから隣に小学校、シビックセンターをつくる。あと当然のことながら、あそこの豊洲の埠頭の部分でマンション開発ですとかいろいろな公共施設も建設されて、ちょうどあそこの5丁目、6丁目の島のところで進んでいるんですが、そこについては、江東区の

スマートエネルギー構想というのがありまして、その中で低炭素、低エネルギー開発という形で全体的な、設計の段階からそういうような建物の構造なりを決めてしまう、あと、熱供給など、そういったことをいろいろ配慮していこうという形で今いろいろ考えています。

今そういったことを東京都に対しては市場の基本設計の中に組み込む方向で、いろいろそういったものを行っています。病院についてもそういったことを取り組んでいきたいというふうに思っているんです。やはりあそこを1つの島として、島全体として、そういうスマートエネルギーというんでしょうか、そういったものを実現していくというのは、1つのモデルケースになるのかというふうに思うんです。

まずやはりとっかかりは市場からかという気がするんです。今の段階ですと、あそこの開発でCO₂が増えることはやむを得ない状況。あそこを開発してCO₂を減らすというのはできない相談なものですから、あそこはCO₂は必ず増えますので。増えないようにするという形で。それはまさしく設計の段階からいろいろ考えていかなければならないということなんです。

委員　まさにそういうのをぜひ普及啓発してもらうようにしてほしいというふうに思うんです。

班長　ありがとうございます。こちらの関係の事業、こちらの事業の一覧を拝見すると、先ほど委員からも同様のご発言がありましたけれども、こういう区民に対して取り組みを促すような啓発的な取り組みがまず1つあって、これが環境意識の向上ということですね。もう1つ、計画的な環境保全、それから公害等の環境汚染の防止という小柱があって、こちらの取り組みは今後5年の施策の取り組みの方向性の中でこの残りの2つが読み取れるような記述があまりない。ここは地道な部分なのであって、特に今後何か新たに力を入れて取り組むというような性質の側面があるわけではないのでそういうことになっているんだということなんですか。あるいは何か違う、ここに書いていないけれどもこんなことをやるつもりなんだ、スペースの関係で書かなかったということであればここで伺いたいですし、何かそのあたり補足していただければと思います。

関係職員　公害等の環境汚染の防止とかというエリアの問題は、今おっしゃったようにやはり基本的に維持なんです。これは基本的には法令とかに則した、いわゆる規制行政といえますか、そういった部分なので、また新たな法制度なり何なりできれば、それに対応したような形での事業を行えますけれども、基本的に現行法の中ではこういったことを、

ある種義務的にやっているというような形ですから、維持という形になります。

委員 伺った趣旨は、特に の公害等の環境汚染防止という柱、こちらでもこちらでもいいんですけども、一応区民ですとか事業者に働きかけていくという趣旨の柱になっているので、働きかけ方の改善とか、一層効率を高めるとか、何かそういうお取り組みというのがもしあれば伺いたいと思うし、そんな妙案みたいな今年になって初めて新しい手法が見つかるとかそういうことはないということになる。

関係職員 基本的に、例えば環境基準というのが決められていて、この基準以下にしてくださいとか、そういうレベルの事業なので、特段そういう工夫というのはない。

委員 なるほど。わかりました。それはそれで行政にはそういうお仕事というのはたくさんありますから、それはそれで結構なんです。

続けてしゃべっては。はい。

委員 今の公害系だと、基準として、いわゆる総量でコントロールするものと、個々の排出源でコントロールするものと両方あると思うんです。例えばこちらに挙げておられるものは、基本的には総量、例えば13、14、15とか、トータルで大気に達成しているかどうかとか、そういうものだ。これだけだと区としてどう取り組むかというのは非常に難しい指標を挙げてしまっているのかと思うんです。

逆に言うと、公害の法律ですから、個々の業者さんも全部守っているというのが前提だと思うんだけど、施策に対して非常に努力しにくい指標を挙げているところが、もう少し区として努力ができる部分での指標の挙げ方というものもあるのか。妙案がもしかしてないのかもしれないんだけど、これだと、先ほどの道路でも区として非常に努力がしにくいですね。湾岸道路の交通量を区が減らせるかという減らせないという面もあるし、その辺で、もちろん法律で挙がっているんだけど、区として取り組める何かに落とし込むというのはいかがでしょうか。何か可能性はあるのかと。

関係職員 結局、我々がやっているのは江東区全域の、全体的な環境の度合いというのを調査するというのが、ここに書いてあるような指標なわけで、あとは個別具体的な指導とか規制とかになるわけなので、その辺はなかなか指標にはしづらいと思います。

委員 ちなみに今の指導、助成というのはどのぐらい。例えばどの指標でもいいんですけども、結構あるものなんですか。川とかも随分きれいになったとは思いますが。

関係職員 指導、規制という部分ではないんですけども、例えば江東区の環境を構成

するのは水、空気、土だと思うんですけども、ここの指標にはないですけども、土壤汚染の対策、例えばマンションを建てる場合の、1,000平米から3,000平米までの部分のコントロールは江東区がやります。3,000平米以上は都なんですけれども、そういう部分であったり、水質の部分はパトロールをして、土木部とともになんですけれども、水質の監視をしています。空気については、区内に3カ所測定地点を設けまして、その部分でNO₂であったり、SPMであったりをはかっているという部分で、その指導、規制という部分では、さらに工場の騒音の規制であったり、工場の水の排出であったり、その部分の規制。その1つ1つの規制が総和として、例えば江東区のNO₂であったり、河川のBODの環境基準への達成。

ですから、先ほど委員がそういうふうに区の取り組みを指標に落とし込めないのではないかと思います。逆にご指摘があったんですが、逆に環境基準をもってしてそういう部分で法令を江東区の環境の部分で規制していく。1つ1つの個々の指導が大きな総和の環境基準に達成するという部分ではこの基準はそれなりに意味があるのかというふうに思います。

以上です。

委員　　ちょっとこれとは直接関係ないかもしれないんですけども、公害と環境汚染のやつでちょっと思ったんですけども、3月11日以降、新たな関心事が出たと思うんです。汚染物質と言ったらよいのやら。具体的に言えば放射能です。これについてというのは、当然ながらこの段階では考えてはいなかったと思うんですけども、今後どういうふうな。例えば減らしますというのは多分物理的に難しいとは思うんですけども、測定とかそういったことに関してはどのように現在お考えなのかというのを伺いできればと思います。

関係職員　　まさに今お尋ねの3月11日以降の放射能の部分で、これとは別に、では現状のお話ということでよろしいですか。ここの絡みも後段述べられればと思いますけれども。それで、福島的第一原発の事故に基づいて首都圏にも放射能の汚染が叫ばれている中で、江東区も土壤、先ほど申しましたように、環境を構成するものは土壤、土です、水、空気、その3つの部分から測定ということで開始しています。土壤は、江東区40平方キロくらいあるんですけども、それを3掛ける3のメッシュで大体5つに分けて、その代表地点、9地点の土壤を6月18日に測定しました。それは空気の部分、空間の線量なんですけれども、その部分の516カ所、小中幼、保育園、公園の部分の空間の線量、それをシンチレーションサーベイメーターではかる部分で、これも6月24日から開始して大

体1カ月ぐらいやっています。水の部分は、基本的に飲み水の部分は水道局のほうでやっているんですけども、学校のプールの水質の検査をやって、そこも、代表校なんですけれども、不検出という部分があって、それはまさに突発的な事象において環境をコントロールするセクションはそういう部分で監視、測定はやっています。

その環境基本計画なりこの部分での盛り込みなんですけれども、例えばその部分がいつ収束するという部分では明確に言い切れない部分がありますけれども、この時点では、まさにその部分というのは想定できなかったもので、今後どういうふうに盛り込むかというのは検討材料だと思う。現状と今後についてはそのように考えております。

以上です。

関係職員 放射能の問題というのがあるんですけども、現状では我々環境行政としては極めて取り組みづらい事象だということはちょっとご理解いただきたいです。というのは、ここに書いてある、例えば大気とか土壌とか水質とかというのは、みんな法律に根拠があって基準があるんです。環境基準というものがあって。なおかつその環境基準というのはこういう測定法で、初めてそういう条件がそろって規制なり何なりができるんですけども、今の放射能の問題というのはそういうのが一切ないんです。

行政というのはこういった分野では何に基づいていくのかということ、法律なり条例なりに基づいて動くのであって、科学的知見に基づいて動くわけではないので、そういったところをきちんと国なり何なりのほうで整理して、法制化なり制度化なりしていただければ、環境の分野の、いわゆるルーチンの仕事と言っては何ですけれども、そういったような仕事になじむかと思えますけれども、今のところ現状では、どこの自治体もそうでしょうけれども、我々もある種手探り状態でやっているというのが実態でございます。

委員 済みません、話を違うことに変えてしまってよろしいですか。全体をちょっと整理していただくと、やはりこの柱は後段の法に基づく環境をきちんとモニタリングして守っていくという取り組みと、前半の区民にという取り組みを促していくという啓発的なものに分かれていって、大きく大別される。

それで、後者の部分については、基本的にはそういったものもできる限り効率的に行っていく。地道なものであるがゆえにアウトカムが何か工夫によってはね上がるとかそういうことは逆に期待できないかわりに、単位コストをきちんと管理して、少しでも効率よくやっていくということを地道に努力していただくというのは必要だと思うんですけども、施策評価としては、こういう整理のされ方で私どもの結論としては適正というふうに見て

いいんだと思います。

なかならず前半部分に、そういう意味では意識としては集中する部分があるわけなんですけれども、なおかつ施策5のほうに低炭素社会の取り組みがあって、具体的に何かしてもらおうという働きかけのたぐいはそっちなので、ここはほんとうに啓発なんです。そういう意味では、啓発としての有効性がちゃんと担保されているかというチェックというのが、難しいのは承知の上で、やはりある程度、それでもほどよくいただく必要があるのではないかと思うわけです。

そういう意味では、基本計画としての指標、目標指標はこういう総合的な意識レベルを博すということで結構かと思うんですが、補足的な説明材料として取り組んでいらっしゃる啓発事業の有効性がどうなのかというあたりはちょっと考えていただきたいというふうに思うわけです。あくまで例えばなんですけれども、ここは基本的に維持の事業がずっと並んでいる中で、事業の一覧の新規の2つがやはり目につくわけなんです。環境木づかいという先ほど協議会のほうから発案があって取り組むことになったと言われたこの事業なんですけれども、600万円くらいですよ、それで国産材を使ったものを区として購入して配る。これによって国内の森林の間伐がうまくいってCO₂が減るといような効果は、率直に言って、それ自体がねらいではないです。むしろそういうものを配ることで何か区民に何か気づいてほしいわけです。では、ちゃんと気づいてもらえたのかというのはどうやって確認するんでしょうということなんです。この投資した600万円に見合うだけの気づきが区民の中で得られたということをちゃんと確認しないといけないんだと思うわけです。税金を投入する上で。

これはおそらく相当難しいので、いや、実はそれはもうやっているのであればぜひ聞きたいんですけれども、そうでなければ、これからの課題としてそこをちょっとお考えいただければということです。

環境会計簿も同じですね。こちらのほうが予算的にはさらに20分の1ぐらいのスケールですので、目くじら立てて言うようなことではないというのは甘いんだと思うんです、やはりこういう立場としては。これも、例えば環境会計簿の、ダウンロードするたぐいのものなのかどうか分かりませんが、その数はどれぐらいなのかとか、それを例えば記入して返してもらいたいなことを取り組んでいるとすると、その返してくれた人数はどれぐらいなのかとか、そういう確認の結果というのも区民に公表していくという取り組みも、それも既にやっているというのであったらぜひ聞きたいんですけれども、そうでない

とすると、今後の課題としてお考えいただきたいということです。

いかがでしょう。

関係職員 環境木づかい事業につきましては新規ということで、まだ実際にはスタートしてございません。これからスタートをかける事業ということでございます。ただ、委員がご指摘になったようなその効果をどうやってはかるかというお話ですけれども、基本的に国産木材を使ってオブジェをつくり、区内の保育施設に配付して。そこで気づいてほしいのは、江東区の地場産業でもある木材の産業とか、さらには木のやさしさとかということですか。その辺のところを積み木の授業としてNPOの方がかなり頑張っておやりになられて、今多い場合は1イベント会場で大体6,000から7,000個の積み木を使っているいろいろな遊び方を子供たちに教えているということで、我々のほうとしましては、大体1施設に400ピースぐらいを現在では配付する予定で考えていますけれども、今後につきましてはその事業の反響などを各施設から聞かせていただいて、あわせて遊び方なども指導した上で、好評であればさらなる事業展開を進めていこうかというふうに今考えているところです。

それから、環境会計簿につきましては、現在スタートしている事業で、これは新規ということになっているんですけども、既に昨年度から事業実施には踏み込んでいまして、現在は登録者数が260名ということで、ちょっとお尋ねがありましたけれども、ダウンロードという形ではなくて、こちらのほうで専用のウェブを開設して、それに登録していただいて利用していただく。一定のプログラムソフトを私どものほうで用意しておいて、そこに登録していただくご自身たちが取り組んだCO₂の削減量あたりをお見せしますという中身のものなんですけども、今後につきましては、現在260名程度ということで、ちょっと伸び悩んでいるというところがあるので、さらなるてこ入れを考えているところなんですけれども、委員がおっしゃったような、逆に無料でダウンロードができるようなシステムなども検討してみて、間口をさらに広げてみたいというふうに考えているところです。

以上でございます。

委員 先ほどの環境意識の向上に関してなんですけれども、例えば地域のNPO団体とかと具体的に連携等もしやっておられるんだったら、施策の中であればちょっと教えてほしいんですけども。

関係職員 施策の1番にあります環境学習情報館管理運営事業でございますけれども、

先ほども講座、イベントなどを実施しているというふうにご紹介しましたけれども、ここでは大体300ぐらいやっている中で半分ぐらいのイベントの数をNPOなどがつくった協議会に事業委託をかけてやってございます。具体的には、エコアクション江東という組織体なんですけれども、この組織体自体は約10ぐらいのNPOに集まっていたいて、それぞれの役割分担をしながら委託を進めているというのが特徴的な例かというふうに思います。

委員　まさに普及啓発と言えれば啓発の中で、一人一人の区民に直接働きかけるのもありますけれども、そういう団体にやはり働きかけて、その団体から広がるほうがまた輪も非常に広がるのかと思ったので聞いた次第です。ぜひそういう団体の力もうまく使ってやっていただければというふうに思います。

班長　時間になってしまいましたので、まとめというか確認で整理をさせていただきます。

まず最初に、震災に関連しての取り組みの、拡充とか補足とかそういうことがもしあればということでご質問させていただいて、基本的な取り組みはずっと区としては変わらないので、取り組みの内容も大きくは変わらないというご回答がありました。

それから、啓発事業が主であるということがこの柱の特徴としてあって、啓発の中身として優先順位まで示したほうがいいのではないかという投げかけが複数の委員のからあって、現状はそういうことはしていないけれども、今後の課題として考えたいというのが区のご回答だったと思います。

それから、今の啓発の関係で、これは私のほうから、啓発という取り組みの性質上、フォーマットというのは難しいけれども、だからこそながしかして説明を区民に対してしていただいたほうがよいことを投げかけました。

それから、指標値について少し発言がありまして、基本的にはちょっと厳し過ぎる目標を掲げている部分があるのではないかという。啓発の意識向上の部分と環境基準の両方です。それについて、基本的にはそのことは自覚した上でそういう目標を掲げるべきだと考えていらっしゃるというような趣旨のご回答をいただきました。

あと、協議会での取り組み、三者の連携ということに関して質問させていただいて、それは内容をご説明いただいたということです。

それから、事業者への働きかけという観点で、建築の関係で、できた建物の中でどんなふうに工夫してもらおうのかという以前に、建築計画段階での取り組みというほうが効果は

抜本的に高いのでそういうことをすべきだということを発言して、実は豊洲でそういうことを考えているという説明をいただいたということです。

あと、ちょっと異なる観点で、放射線に関して区としての取り組みはという問いかけがありまして、基本的にはやはり国の制度化がおくれている関係で自治体として取り組むことはいろいろ難しい面があるということで、ただ独自の測定だけはしていますということを伺いました。

大体以上のような整理というか、以上のようにまとめさせていただいてよろしいでしょうか。

一応これで3の柱といいましょうか、施策3の柱の部分の内容についてはこのようなこととなります。ご説明いただいた職員の方、どうもありがとうございました。

本日のヒアリングはこれで終了ということで、次回は来週の同じ火曜日、また同じ時間に集合していただくということになります。

本日はお疲れさまでした。ありがとうございました。

(3) その他

事務局 事務的な連絡をさせていただきたいと思います。今日用意したばかりなんですけれども、シートを今日メールで用紙を送付させていただきますので、7月8日金曜日までに私どもにご返送いただきたいと思います。

それから、謝礼金の請求書を置かせていただいておりますので、ご捺印をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

以上です。

班長 ありがとうございます。

了